

1 財政の動向及び財政運営方針

《財政の動向》

大竹市を取り巻く諸情勢は、少子高齢化の進行、人口の減少、国の景気対策事業に呼応して取り組んできた積極的な投資的事業に係る公債費の増、大願寺地区造成事業、国の制度としての三位一体の改革による地方の一般財源の見直しなどにより、きわめて厳しい局面にあります。

平成22年度は、臨時財政対策債を含めた地方交付税が増額となり、一般財源の増額措置がなされました。しかしながら、繰上償還を含めた過去の普通建設事業に伴う公債費、後期高齢者医療に係る負担金の増などの影響により、財源不足が生じています。職員数の削減による人件費の抑制などにより、歳出削減に努めていますが、財政調整基金と減債基金を合わせて5億7,403万円取り崩すという、大変厳しい予算状況となっています。

将来の負担を少しでも軽減するために、地方債の繰上償還や発行の抑制に努め、特別会計を含めた市全体の地方債残高の圧縮に取り組んでいきます。

《財政運営方針》

市政運営にあたり、「総合計画の尊重」、「行政改革の推進」、「人心の結集」を前提とした“三つの大切”を基本姿勢にして、生活する人、大竹市に集う人たち皆が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

三つの大切

“市民を大切に” “大竹っ子を大切に” “先人の蓄積を大切に”
この基本姿勢のもと、第四次大竹市総合計画に掲げる重点施策である、

- ①「みんなのまち」への市民自治づくり
- ②子育ち・子育てのための環境づくり
- ③産業振興による魅力ある都市づくり

に取り組みます。

しかしながら、現在の大竹市の財政状況は極めて厳しく、また、施設の老朽化が進行している現状から、さらにこの厳しさが増していくということは逃れられない現実です。長期的な視野に立ち大竹市を更に発展させていくためには、「安定した行財政運営システム」を確立しなければなりません。そのため、大竹市行財政システム大綱の理念のもとで、平成19年度から4段階の行財政改革に取り組んでいます。

第1段階として、正副市長及び教育長の給料の見直し、

第2段階として、市役所職員の入件費のトータルとしての削減のため、職員数を引き続き削減するとともに、一人あたり年間約17万円の給料カットを平成20年度から実施、

第3段階として、企業関係の助成政策の見直しを行い、従来の工場等設置条例を廃止し、新たに産業振興奨励条例を制定、

そして最後に第4段階として、平成21年度から市民の皆さんのが税を含めた負担の水準を他市並みにさせていただくため、都市計画税を導入いたしました。

今後も、将来的に「安定した行政運営」を行うために、総合計画を尊重しながら、行財政改革に取り組んでいきます。